

平成24年度第1回緑区区民対話会 議事要旨

平成24年7月8日（日）

緑区役所5階会議室

1 主な質疑応答【要旨】

制度設計に関する基本的事項

Q1 手数料額はいくらになるか。

A すでに制度を導入している他市等の事例では可燃ごみ10当たり安いところで0.3円程度から高いところで3円程度になっています。手数料額は10当たり1円程度が最も多い額となっています。

Q2 手数料が高額になると家計の負担になるが、手数料の設定はどのように考えているのか。

A すでに導入している他市等の事例では、分別や併用する施策の違いなどがありますが、手数料額が安いと削減効果は低く、手数料額が高い方が削減効果が高くなっています。

しかし、手数料額が高いと市民への負担が大きくなりますので、手数料額の設定については、削減効果や市民皆さんの受容性などを考慮して設定したいと考えています。

Q3 実施時期はいつになるのか。

A 廃棄物減量等推進審議会に、手数料設定の考え方や併せて実施する施策、減免策・手数料の用途など制度設計について諮問し、審議いただいた上で答申をいただく予定です。

答申後、議会で手数料改正について承認をいただき、市民への十分な周知・説明期間として概ね1年程度を設けたうえで、実施となります。

Q4 有料の対象物は資源物も含まれるのか。

A 対象は可燃ごみ・不燃ごみを考えています。

資源物については、分別徹底を図り焼却ごみを削減するために対象外と考えています。

Q5 可燃ごみ及び不燃ごみ、総排出量の削減量は、どの程度を見込んでいるのか。

A すでに導入している他市等の事例では、分別状況や併用する施策により違いなどがありますが10%~30%の減量効果が見られています。

平成23年度の家庭から排出された可燃ごみは約180,000トン、不燃ごみは約10,000トン、総排出量は約383,000トンとなっています。

可燃ごみの中には、雑がみなどの資源物が含まれることなどから10%程度の約18,000トンの削減を見込んでいます。

総排出量の削減については、買い物での過剰包装を断ることやマイバックによるレジ袋の削減などの排出効果も期待しています。

Q6 徴収された手数料収入はどのような事業に使うのか。

A 家庭ごみ手数料徴収制度により徴収された手数料ですので、指定袋の製造等の制度運用費や併用する施策・不法投棄対策・リサイクルの普及啓発など、ごみ減量・資源化事業に充てることを考えています。

Q7 費用負担の公平化とは、具体的にはどのようなことか。

A 現在のごみ処理費用は全て税金で賄っています。制度を導入することで、雑がみなどを分別してごみを出す量が少ない方は手数料の負担が小さく、分別などをしないでごみを出す量が多い方は負担が大きくなります。

ごみの排出量に応じた手数料を負担することで公平性が図られます。

指定袋に関する事項

Q1 現在の指定袋は、市が委託して業者が製造・販売しているのか。

また、その売り上げは市の歳入になっているのか。

A 現在の指定袋は、市が形状等を決め、市に登録した事業者が指定袋を製造・販売しています。指定袋の料金は、製造費用や販売利益が含まれた価格になります。

皆さんからの購入代金は、製造業者・販売店に入ります。

手数料徴収が導入されますと、新たな指定袋は、市が製造・販売しますので徴収した手数料は市の歳入となります。

Q2 現在の指定袋を大量に購入し、余ってしまった場合、旧指定袋はどうするのか。

A 他市の事例では、導入前の指定袋と新たな指定袋の交換を行うなどしています。

余った指定袋は、新たな指定袋と一定の比率での交換などを検討しています。

Q3 家族構成などによりごみの排出量に違いがあり、可燃ごみ袋450サイズでは大きすぎる。制度導入による新たな指定袋のサイズはどのような種類になるのか。

A 現在、可燃ごみ指定袋は45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓの4種類のサイズを、不燃ごみ指定袋は20ℓのサイズを販売しています。

新たな指定袋のサイズは、可燃ごみ袋は現行と同じサイズを、不燃ごみ袋は、20ℓのほか新たに10ℓのサイズを追加したいと考えています。

Q4 現在、ごみ指定袋販売店では、可燃ごみ袋の小さなサイズ20ℓ、10ℓを販売していない店舗がある。制度が導入された際には、ごみの出す量が少ない家庭は困る。

A 現在、可燃ごみ袋の販売店では、需要の高い45ℓ、30ℓという大きいサイズだけを置いている販売店があります。

制度が導入された際には、45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓの4種類全てのサイズを販売するようになります。

Q5 現在の指定袋は、販売店により45ℓ1袋の価格が6円～10円と価格差があるが、新たなごみ指定袋も販売店により価格差が生じるのか。

A 新たな指定袋は、市が製造・販売しますので、どこの販売店舗で購入しても同じ価格になります。

不適正排出・不法投棄対策に関する事項

Q1 不法投棄対策として、ドライブスルーのような新たな排出所を設けることで、不法投棄が減るのではないか。

A 粗大ごみは、清掃施設に自ら持ち込むことができます。現時点では、新たなごみの排出をする場所を設ける必要性はないと考えています。制度の導入に当たっては、不法投棄対策を強化いたします。

Q2 近隣市への不法投棄はどのように考えているのか。

A 基本的にはその対処というのは、各自治体になりますが、特に市境にお住まいの方などが近隣に不法投棄されることも考えられますので、近隣市との連携などを図りながら、周知等もさせていただくようになると考えております。

Q3 車などで、他の区域の方がごみステーションに持ち込む不適正排出にはどのような対策を考えているのか。

A パトロールやごみ分別・排出ルールによる開封調査や指導をして参ります。

Q4 不適正排出・不法投棄はどのくらい増えるのか。

A それぞれの自治体の取り組みが功を奏したこともあると思いますが、一部増加した自治体があるものの、ほとんどの自治体で、手数料徴収によって不法投棄物が増

えたというようなことはありません。

また、この手数料徴収を実施することによって、逆にごみへの関心が高まったことで通報件数が増えるようなことはあると思いますが、他市の事例なども参考にしながら、不法投棄について、十分な対策を図ります。

Q 5 罰則を強化する必要があるのでは。

A 22年度にごみの分別・排出ルール指導制度を創設し、条例改正を行い、分別・排出ルールを守らない方に対して2,000円の過料を徴収する罰則があります。条例に基づき厳しく指導等を行っていきたいと考えています。

Q 6 不法投棄の看板設置や看板の配布をしているのか。

A 不法投棄防止看板は、環境事業所に用意がございます。不法投棄の御相談をいただければ必要に応じて看板の配布などもしております。

Q 7 家庭からのごみを減量するため、剪定枝を庭や畑で燃やすことは許可になることはあるのか。

A 野焼きについて、農業などであれば申込みをして周辺住民の皆さんに迷惑がかからないと判断された場合、認められることもあるようですが、家庭ごみを燃やすことは規制されています。

施設整備に関する事項

Q 1 2つの清掃工場での処理体制は永久なものなのか。

A 老朽化した北谷津清掃工場の建替費用180億円の節減や最終処分場の延命化などから2つの清掃工場で安全に処理できる焼却ごみ量25,4000トンを目指しています。

今年3月に新たに策定した、一般廃棄物ごみ処理基本計画では、長期的な視点からごみ処理施設等の配置や処理体制について検討を進める計画となっています。

周知啓発に関する事項

Q 1 町内自治会に加入している世帯と未加入世帯などがあるが、全市民への周知徹底はどのように図っていくのか。

A 市全体では約41万世帯あり、町内自治会に加入している世帯が約7割、未加入世帯は約3割となっています。市民の皆さんに制度について理解をいただけるよう、制度設計等の意見交換会や導入実施による説明会を実施します。また、市政だより等の広報紙や店頭等でのPR・啓発などにより周知徹底に努めます。

Q 2 ごみを生み出す事業者への対策強化が先決ではないか。

A 市内のスーパー等のチェーン店を中心に約250店舗と、ごみ減量のための「ちばルール」協定店として協定を締結しています。

協定締結した店舗では、簡易包装やレジ袋削減、食品トレイ収集などの取り組みを行っており、市では協定店の拡充に努めています。

Q 3 ごみの排出ルール・分別徹底するため戸別収集に変更しないのか。

A 政令市では、福岡市が戸別収集をしていますが、戸別収集に変更するには、現在の収集費用プラス数億円の費用がかかりますので、今のところ戸別収集の実施は考えておりません。

Q 4 手数料徴収制度の全国市町村の導入割合は60%を超えている一方、政令市の導入割合は40%と低いが、なぜ政令市の導入率は低いのか。

A 手数料徴収制度は、全ての家庭に直接関わる施策であるため、政令市に比べ、人口の少ない市町村の方が、市民の皆さんへの理解が得やすいことなどが考えられます。

その他の減量施策等について

Q 1 剪定枝は具体的にどのような再資源化事業を考えているのか。

A 堆肥化等の再資源化について、民間の再資源化施設を活用や効率的な収集方法として、拠点回収などを検討しているところです。

Q 2 高齢化により買物難民が増えている。ごみの減量と買物難民を合わせた施策は考えているのか。

A 買物難民とごみ減量等に関連があまりないので、現時点では考えておりません。

2 主な要望等

焼却ごみを削減するために、受益者負担の立場や千葉市の財政状況から有料化導入は必要であろうという意見とともに、制度設計に当たっては次の要望等がありました。

- (1) 紙おむつを使用する高齢者や障害者・乳幼児などの世帯、社会的弱者への支援策を実施すること。
- (2) 手数料の歳入額、歳出額を明確にし、その用途を明らかにすること。
- (3) ごみ減量・リサイクル等の啓発活動を徹底すること。
- (4) 不法投棄に対し県警と連携を図り条例等を制定すること。